

国際会計基準の調和化への課題
— 日本における2005年問題の対応を中心にして —

The Subject of the convergence of the
International Financial Reporting Standards
— Focus on the Provision Against the 2005-year Problem in Japan —

2005年
第36号

胡 丹

国際会計基準の調和化への課題

— 日本における2005年問題の対応を中心にして —

胡 丹 *

The Subject of the convergence of the International Financial Reporting Standards
– Focus on the Provision Against the 2005-year Problem in Japan –

Hu, Dan

Abstract

This paper tries to analyze the 2005-year problem in Japan. '2005-year problem' means that which problems will be happened when the listed companies in EU apply IFRS (International Financial Reporting Standard) in 2005. First, this paper organizes the IASB activity into four stages. The 2005-year problem is the point in the forth stage. Second, this paper collects the movements in some countries including Japan. From this analysis, we could find that the movement of Japan is passive. Third, this paper relates the development of capital markets to the 2005-year problem, tries to give some suggestion to Japan of how to deal with the 2005-year problem.

要 約

本稿はEUによる2005年IFRS (International Financial Reporting Standard; 国際財務報告基準)採用への対応問題を検討し、国際会計研究に貢献しようとすることである。2002年3月にヨーロッパ議会で承認されたのは、銀行および保険会社を含む上場企業に対して、2005年以降IFRSに基づく連結財務諸表の作成を要求するというものであった。この規制に伴い、EUで上場している日本企業にとって、資金調達の場の縮小や適用する会計基準の変更およびロビー活動などの問題が生じると考えられる。また日本市場は、IFRSをはじめとする国際的な会計基準に熟知する人材を育成しなければならないといった問題などにも直面する。そこで、本稿はIASB（国際会計基準理事会）の取締化（convergence）の歴史を稽査した上、日本における上記のIFRS2005年問題から生じる影響を挙げ、その解決策を探った。

* 早稲田大学アジア太平洋研究センター 助手

I はじめに

本稿は国際会計基準理事会（IASB）の調和化（収斂化）の流れを丹念に整理し、日本における会計基準調和化への対応の課題提起を試みるものである。

欧洲連合（EU）は域内で上場する企業に対して2005年から一斉にIFRS（International Financial Reporting Standard; 国際財務報告基準）またはそれと同等の会計基準の採用を強制している¹。現時点において同等と認められない、アメリカ以外の国々においては、EUのIFRS採用に対応する問題である「IFRSの2005年問題（または2005年問題）」が脚光を浴びている。日本は今後、IFRSを自国の会計基準と対比してどのような位置づけをすべきか、2005年問題にどのように対応していくかを検討する必要があるう。

そこで、本稿において、IASBの沿革や各国のIFRSの受け入れ度合いを概述し、日本におけるIFRS2005年問題の対応策を検討しようとする。本稿の構成は以下の通りである。まずⅡでは、IASB収斂化の過程を検討し、2005年問題の登場経緯を確認する。次にⅢでは、各国のIFRSの受け入れ状況を分析する。さらにⅣでは、2005年問題と資本市場の関係を明らかにする。最後のVにおいて、本稿での結論と今後の課題を示す。

II IASB収斂化のステージと2005年問題

2005年問題はIASBの調和化の過程から生じてくる問題といえる。なぜなら、IASBの調和化の進化が無ければ、IAS（IFRS）の進化は乏しく、EUによるIFRSの採用はありえないものである。本節はIASBの調和化の戦略の過程を確認し、2005年問題の発生経緯を明らかにしたい。

IASB（前身はIASC）の調和化の戦略の過程で4つのステージが鮮明に確認されうると考えられる（[図1] を参照されたい）。

まず、最初のステージは1973年から1988年であると考えられる。この間、IASCは多様な会計処理の選択肢を認容し、最低限のディスクロージャーを要求する26の基準を発行した。IASCは1973年6月、オーストラリア、カナダ、フランス、西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、イギリスならびにアメリカからなる先進9カ国の16の会計士団体の合意の結果、設立されたプライベート・セクターである。当時のIASCは、アメリカ会計基準において取り上げられているものと同一のテーマを取り上げ、IASの内容そのものもアメリカ会計基準に類似していた（広瀬・鶴島、1999、13頁）。IASCによって作成された会計基準であるIASは、国際的には法的強制力がなく、IASCの存在意義を疑う声さえた。

しかし、状況は1980年代の中頃から変化し始めた。経済活動がグローバル化し始め、EC（EUの前身）域内の資本市場の統合の動きが始まった。そこで、1986年証券監督者国際機構（IOSCO）は国境を超える資金移動を促進するために、上場目的の外國企業の財務諸表がIASに準拠して作成されるよう勧告する旨の協定をIASCと結んだ²。

協定の方向性に沿って、1988年にIASCはIASの作成の際に比較可能性を言及し始めた³。これは新しいステージの開始を意味し、そのステージは1995年まで続いた。IASCはその前の基準を再検討し、会計処理の選択肢の数を削減し、または認められた代替処理（allowed treatments）を示すことで標準化場の相違による問題である。EUの法律上、基準がフリーで入手可能と規定しているが、IASにはコピー・

處理（benchmark treatment）を特徴した。結果として、「比較可能性または改善プロジェクト（IASC, 1990）」と「財務諸表の準備とアレンジのフレームワーク（IASC, 1989）」が公表された。最終的に、10の会計基準の中で、21の会計処理の選択肢にまで絞られた（Garrido *et al.*, 2002, p.5）。

第3のステージは1995年から始まった。1995年にIOSCOは、IASCが1999年の半ばまでにコア・スタンダードを完成することを条件に、IASCをサポートすることを表明した。これは第3ステージの開始を意味した。

IASの厳格な実行を求めるとともに、ディスクロージャーのレベル向上に大きな注意を払っている。

IASCの創立
比較可能性の追求
IOSCO-IASC協定
EUによるIFRS採用の承認
EU上場企業のIFRS採用の採用
IASの調和化にかかるステージ（過程）

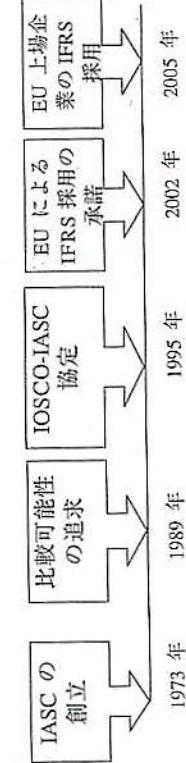


図11 IASBの調和化にかかるステージ（過程）

出所：Garrido *et al.* (2002, Fig. 1,p.5) を参照に、筆者が最新の情報を加えた上、作成。

第4のステージは2002年3月のEUのIAS採用承認により始まることを考えられる。当時、欧州委員会によって2001年2月に提案された規制（regulation）はヨーロッパ議会で承認された。そこで、銀行および保険会社を含む上場企業に対して、2005年以降IASに基く連結財務諸表の作成を要求するという規制は現実のものになった（EU, 2001）。この規制はまた、IASBのEUでの法的執行力を与えることになっている（IASB, 2002, p.2）。

勿論、EUにおけるIAS採用には、問題点が存在していないわけではない。従って、欧州委員会はIASBを基準設定機関として委任することが不可能である。そのため、EUはIAS施行を2つの方面（レベル）からサポートしている⁴。テクニカル・レベルでは、ヨーロッパ財務報告アドバイザー・グループ（European Financial Reporting Advisory Group; EFRAG）がその代表であり、また政治的レベルでは、会計規制委員会（Accounting Regulatory Committee; ARC）がその代表である。EFRAGは欧州委員会にIASの施行に関する推進事項を提示し、ARCに正式な提案をする。ARCはIASの採用に最終的な結論を出す。

す。

第2に、多言語の翻訳問題であり、また第3に著作権（コピー・ライト）に関するIASBとEUの立場の相違による問題である。EUの法律上、基準がフリーで入手可能と規定しているが、IASにはコピー・

ライトがあり、EUの法律と矛盾しているところがある。交渉はEU域内にこのコピー・ライトの権利放棄を与える方向で進められている。第4に、EUでの非上場企業に対して、従来の財務報告と監査フレームワークの利用可能な状態により、EUにある企業は事実上2つの財務報告と監査システムを利用することとなる問題である。

EUにおけるEUの上場企業へのIAS適用についての議論は、市場の効率化や資本コストの削減および財務報告の比較可能性の向上などを理由に、賛成の意見が多く見られる。しかしながら、上述したようにIASBやIASに関する①施行力の無さ問題、②多言語への翻訳問題、③コピー・ライトの取り扱いの相違問題、および④EUにある上場企業と非上場企業に異なる2つの財務報告と監査フレームワークの利用問題はEUにとっての今後の課題となる。

EUの積極的な動きを受け、国内のエンロン事件などの不祥事も手伝って、FASBは2002年10月29日にIASBと将来統合基準に向けての覚書の合意（ノーオーバーク合意）に満を持した。ノーオーバーク合意では、比較的簡単に統合化ができる項目に限ったIFRSとアメリカ会計基準との統合のみならず、2005年1月1日時点に残っている両者の差異についても、独立のプロジェクトを設けて中長期的に統合化を図っていくこととされている（FASB/IASB, 2002）。

EUによるIAS採用とノーオーバーク合意により、IFRS（LAS）を用いる欧州の資本市場とアメリカ会計基準を用いるアメリカの資本市場がより一層交換性を高めることが当面の成果として期待されている（山田, 2003, 81-85頁）。EUのLAS（IFRS）採用の動きにより、IASBは自ら掲げた会計基準の取扱化という目標を不動のものとしたよう見えよう。

4つの重要な意思決定によって、IASCの歴史は調和化のプロセスの4つのステージに分けることができる。IAS（IFRS）の作成の動きを4つのステージと照らし合わせながら整理すると、【表1】になる。IASC（IASB）は時代の要請に応えるべく、IAS（IFRS）を作成してきた。すなわちIASC（IASB）は、①高い柔軟性を必要とする時代、②比較可能性を重視する時代、③会計処理の選択肢の削減（簡素化を求める）時代、④収斂（調和）を重視する時代、という時代背景に、それに合う会計基準を設定してきただ。なお、紙幅の関係もあり、本稿はIAS（IFRS）の具体的な項目・条文に触れないが、詳しい条文の構成等は中央監査法人（1999, 図表1, 5頁）と山田（2004, 図表2, 18頁）を参考されたい。

【表1】 IASC（IASB）基準設定活動

高い柔軟性がある時代 (1973～1988年)	比較可能性を重視する時代 (1989～1995年)	会計処理の選択肢の削減の時代 (IOSCO-IASC合意の結果) (1995～2002年)	収斂を重視する時代 (EUによるIAS採用) (2002年以後)
JAS 1～26	IAS2, 8, 9, 11, 16, 18, 19, 21, 22, 23が改 訂された IAS27～31	IAS1, 12, 14, 22, 16, 17, 19, 28, 31, 32が改訂された IAS33～41	IFRS1～5

このように、IASBの調和化（収斂化）の流れは4つの時代に分けられる。最後の第4時代の契機となつたのは、EUによるIFRS（IAS）採用である。2002年ににおけるEUの2005年のIFRS採用は、FASBのIASB対応変更をはじめ、大きな影響を世界に与えている。とりわけ日本は、EUのIFRS採用の対応

にいまだに苦戦している。次節において、アメリカおよびEUのIFRS受け入れ状況と対比して、2005年問題に対する日本の苦境を明らかにする。

Ⅲ 各国のIFRSの受け入れ状況と2005年問題

IAS（IFRS）は時代とともに進化してきた。各国のIAS（IFRS）に対する姿勢は多様であり、温度差が存在する。会計システムは、各国の独自の歴史や文化および経済活動の特徴などの文化的要素によって確立されると一般的に考えられる。また現実には、世界範囲において、会計基準の取扱は止めない勢いがある。しかし、日本は近年、会計基準の収斂化の流れの中、遅れをとっているように見える。そこで、本節において、アメリカやEUと対比して、日本のIFRSの受け入れの動きを中心に分析を進める。

アメリカ、EUおよび日本のIAS（IFRS）対応の動向をまとめると、【表2】になる⁵。アメリカの場合について検討すれば、IOSCO-IASC協定のときから、アメリカからの歩み寄りが始まったといえよう。なぜなら、IOSCOの背後にSECがあるというのは周知の事実である。しかしながら、当時のアメリカはまだIASBに対して慎重な見方を示しているようである（Flower, 1997, p.303）。

Hopwoodによれば、SECからIASを受け入れようとする最初の進捗力は以下の通りである。「増加する厳格な開示要求からの開放を求める国内外からの圧力に直面し、SECは国内向けの対応と同様に国際向けの対応を捲し求めているようになっている。IOSCOの委員会を通じて、SECはアメリカに採用できる会計ディスクロージャーの国際的な基礎、つまりIASの再生（re-energize）を構築しようと試みた（Hopwood, 1994, pp.241-253）。」

近年、アメリカ市場で上場する外国企業に対してアメリカの会計基準への調節項目（reconciliation）なしでIASに準拠し作成された財務諸表を受け入れようとする圧力は、SECに対して増勢している。

【表2】 アメリカ、EUおよび日本のIAS対応の動向

国別	時期	対応動向
アメリカ	1996年	プレス・リリース IASC基準の容認に関する「三つのキー・エレメント（理解可能性、高品质、説明可能性）」を規制として設定した。
SEC	2003年	研究報告 エンロン事件の背景を「陰謀年月を経て基準が複雑化し、それが会計操作の温床となりた」と分析した。今後は「数値で定めた細かいルールは押すべきだ」と提言した。
SEC	2004年	IASBと企業会計の国際基準の将来の統一に向けて覚書を交わした。 IASBと企業会計の国際基準での調和化：国際的調和化を考慮した新戦略（IEC, 1995）。
FASB	2002年	EU会計の領域での調和化で承認：銀行および保険会社を含む上場企業に対して、2005年以降IASに基づく連結財務諸表の作成を要求するという規制。
EU	2002年	ヨーロッパ議会で承認：銀行および保険会社を含む上場企業に対して、2005年以降IASによる決算書を提出するという規制。
日本	2001年 2004年	会計基準の設定を行う機関として企業会計基準委員会が設立された。 金融庁によるIASによる決算書を認める方向で検討に入った。

SECはこれらの圧力に対応すべく、外国企業に対して幾つかの妥協をしてきた⁶。この圧力は多様な要素から生じるものと考えられる⁷。多様な圧力を受け、SECが漕ぎついたのは1996年のプレス・リースである⁸。このプレス・リースの中で、SECはIASの容認に関する「三つのキー・エレメント（理解可能性、高品質、説明可能性）」を規定として設定した。

また、アメリカのエネルギー大手エンロンの破綻を契機に、最も厳しいと信じられてきたアメリカ会計基準が揺らぎ、エンロン破綻後はアメリカ側からIASBへの恭み寄りの姿勢が感じられる。イギリスのエコノミスト誌によれば、SECのハーベイ・ピット（Harvey Pitt）委員長は「アメリカ会計基準が弱くならない」という条件付きでIASを支持している（〔日本経済新聞〕2002年2月13日付）。画期的な動きとして、IASBとFASBは2002年10月29日に、IFRSとアメリカ会計基準の統一に向けて覚書を交わしたことである⁹。アメリカはエンロン事件で明らかになった海外取引に関する自国基準の甘さを補うため、簿外化を認めるのに厳しいIASを参考にし始めた。IASBは企業結合会計で、企業買収後の毎期の「営業代」償却をしない代わりに、買収先の時価が下がった場合には評価損を計上するアメリカ方式に倣う見通しである。

前節で検討したように、EUはIAS導入の姿勢において、積極的であるといえよう。また【表2】に示しているように特に1995年の新戦略と2005年IAS適用の提案の承認は、EUレベルでの調和化を実現させる大きな節目となっていた。

アメリカやEUと対照的に、日本はIAS採用において、遅れをとっている。日本はIASBの組織改革の対応のため、組織的な変更に積極的である。たとえば、金融庁・企業会計審議会に代わって企業会計基準を設定する新組織として民間の財團として、財務会計基準機構が2001年7月に設立された。また、2001年8月にその中に会計基準の設定を行う機関として企業会計基準委員会が設立された。しかし、会計基準レベルでのIAS導入に関しては、日本が受身の対応を強いられている局面にあり、事実上のクロス・ボーダー企業への容認論という立場をとっているようになる。

IASC・IOSCO合意に基づくIASの一括承認、他国の相次ぐ会計基準設定機関の創設などの国外からの圧力が、日本の会計基準に影響を及ぼしていることが確認できる。特に、EUの2005年IASの導入の動き（いわゆる2005年問題（IFRS2005年問題））に対応するため、日本の金融庁は2005年にも、日本で上場している企業にIASによる決算書を認める方向で検討に入った（〔日本経済新聞〕2004年1月9日付、【表2】参照）。

以上のように、日本はIASBの組織改革に対応するため、組織的な再編に積極的であり、日本版金融ビッグバンや国際的なIASの一括承認への動きなど内外からの圧力の下、国際的調和化を進めようとした。しかしながら、様々な事実から明らかのように、日本は昨今において、会計基準の設定など多岐にわたって、国際化の波にさらされ、国際的調和化の動向にうまく対応しないままに自身の対応を強いられている局面にいることは否定できない。その結果、事実上クロス・ボーダー企業に対して、IASなどの国際的会計基準を容認することにしているようである。

このように、アメリカやEUにおけるIFRS採用問題において、日本の対応は主体性に乏しく後手に回っている。EUによるIFRS2005年問題に対する日本の今後の対応に注目すべきであろう。

IV 2005年問題と資本市場

各国のIAS（IFRS）の受け入れ状況をⅢ節で検討したが、各国のIFRS対応がそのまま日本の資本市場に影響を及ぼすことは想像し難くないであろう。本節は2005年問題と各国の資本市場との関係に焦点を絞り、検討を試みる。

まず、2004年に主要な資本市場における会計基準の受け入れ状況と資本市場との関係を【表3】において、表してみよう¹⁰。また、2005年問題をもう一度整理すると、下記のようになる。欧州委員会やイギリスの金融サービス機構（FSA）は、発行市場の目論見書指令（prospectus directive）や流通市場の透明性指令（transparency directive）を通じて、EUの資本市場で資金調達をしようとしている。そこで、EUはも、2005年以降はIFRSもしくはそれと同等の会計基準による開示を強制しようとしている。それにに対して、EUは各国にとて、IFRSと同等の会計基準として認められるかどうかは焦点となる。それに応じて、EUは既にアメリカ会計基準がIFRSと同等であることを解釈している。問題は日本をはじめとする国々から生じる。EUの2005年のIAS採用（2005年問題）を日本はどうのうに対応していくことは関心事となる。以下において、日本企業と日本市場のそれぞれの立場から2005年問題による影響を検討する。

【表3】 各国の資本市場における会計基準の受け入れ状況

適用される会計基準	資金調達市場		
	日本市場	アメリカ市場	EU市場
日本会計基準	○	×	○
アメリカ会計基準	○	○	○
国際会計基準	×	×	○

注：「×」は、調整項目によって、原則として受け入れ困難の基準に合わせた上で受け入れている場合を含む。

日本会計基準を適用している日本企業は、日本会計基準がIFRSと同等であると認められない場合には、3つの選択肢があると考えられる。第1に、EU市場での資金調達を最初から諦める。第2に、適用している会計基準を日本会計基準からアメリカ会計基準もしくはIFRSに変える。第3に、自ら直接働きかけるか、日本の政府や経済界および学界などを通じて圧力をかけるか、によってEUに日本会計基準の適用可能を認めもらう。

一方、各企業の資金調達の場にななっている日本市場は、会計基準の国際的調和化の流れの中、IFRSの受け入れに注目が集めている（【表3】を参照されたい）。日本市場のIFRSの受け入れに関して、対象企業によって大きく二つに分けられる。つまり、日本籍でない外国企業と日本籍の企業を対象企業とするそれぞれの場合である。

外国企業に対し、日本市場では財務諸表規則により、金融庁長官の承認の下で、自国基準で作成し監査を受けた財務諸表等を開示することが許容されている（財務諸表規則第127条および第128条）。外国企業は、金融庁長官の承認の下で、①本国基準、②本国以外の基準、③金融庁長官が指示する基準のいずれかを用いて日本市場での資金調達することが認められている。その意味では、現行規定の枠内でも、IFRSは受け入れられているといえる（辻山、2004、7頁）。

算書作成の承認は現実となるかもしれないことが読み取れる（表2）を参照）。しかしながら、辻山（2004、8頁）が警鐘を鳴らしたように、「問題は、日本の上場企業の9割以上を占める、国内だけで資金調達をしている日本企業にとってのIFRSの位置付けである。」EUと違って、日本市場においては、現在既に市場参加者に受け入れられている国際的な会計基準が存在している。EU域内で、複数の資本市場を統合させようという特定の意図の下に開発が急がれてきたIFRSは日本企業や日本資本市場に果たして最適なもののが改めに検討する必要があるう。

上記のように、IFRS2005年問題は日本企業と日本市場に難題を突きつけた。日本企業にとって、資金調達の場の縮小問題、適用する会計基準の変更問題、およびエネルギー活動問題があると考えられる。また日本市場は、IFRSをはじめとする国際的な会計基準に熟知する人材の育成問題などに直面するだろう。結果的に少なく短期的には日本企業の直接的コスト（会計システムの変更コスト）の増加につながることが予測できる¹¹⁾。

V 結論と今後の課題

- 本稿は、IASC (IASB) の調和化の過程を精査し、各国の会計基準調和化への動向およびIFRS2005問題を議論してきた。明らかになったのは、以下の4点である。
- (1) IASC (IASB) の歴史はIOSCO-IASC協定、IASB-FASB合意書などの歴史的な転換を背景に、①高い柔軟性がある時代、②比較可能性を重視する時代、③会計処理の選択肢の削減の時代、④収斂を重視する時代という4つの異なるステージに分けることができる。
 - (2) 上記の第4世代の要機となつたのは、EUによるIFRS (IAS) 採用である。2002年におけるEUの2005年IFRS採用承認は、FASBのIASB対応の変更をはじめ、大きな影響を世界に与えている。とりわけ日本は、EUのIFRS採用の対応に苦慮している。一方、EUにとって、IASBやIASに関する①実行力問題、②多言語への翻訳問題、③コピーライト問題、および④EU域内の上場企業と非上場企業に關わる2つの財務報告と監査フレームワークの利用問題は今後の課題となる。
 - (3) 各国のIAS (IFRS) に対する姿勢は多様でありますように見える。しかし、日本は近年、この会計基準収斂化の流れの中、遅れをとっているようを見える。
 - (4) IFRS2005年問題は日本企業と日本市場に難題を突きつけた。日本企業にとって、資金調達の縮小、適用する会計基準の変更、およびロビーアクティビティなどの問題があると考えられる。また日本市場は、IFRSをはじめとする国際的な会計基準に熟知する人材の育成の問題などに直面するだろう。このように、EUの2005年IFRS採用を機に、IASBが大きく成長し、会計基準の国際的調和化（収斂化）は新しい局面を迎えた。IFRS採用に対して各国の対応には温度差が存在するが、日本は主体性に乏しく後手に回っている。EUによるIFRS2005年問題は日本に大きな難題を突きつけることになっている。

日本における2005年問題の対応を中心に考慮し、今後の課題として、下記のものが挙げられよう。なお、EUは域内で資金調達をしている日本企業に対して、IFRS採用を2007年と設定した。

- (1) アメリカ会計基準と同様に日本会計基準もIFRSと同等であることを海外に正確に理解してもらう

ため、日本の会計基準制定機関、産業界、および学会からの積極的な情報発信の取り組みが引き続き必要となるう。

- (2) また、2005年問題が、日本企業や日本資本市場に及ぼす影響を実証的に分析し、その分析結果に答えるような日本側の対応を提言することも学会・学者側から必要になると考える。たとえば、レジションド問題を解決しに2005年問題が日本企業による資金調達時の金利増加につながるような実証結果となれば、日本が早急に当問題に対応しなければならないことは明らかとなろう¹²⁾。

注

- 1 國際会計基準委員会 (IASC) が公表してきた会計基準は、從来国際会計基準 (IAS) と呼ばれているが、國際会計基準審議会 (IASB) が今後公表する会計基準は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard; IFRS) と呼ぶことになっている。本稿は時間軸と対応して、IASとIFRSを使い分けたりしている。
- 2 IOSCOの前身がアメリカ監督者協会 (IASCO) であり、1974年の発足以来、ラテン・アメリカ諸国資本市場の育成に関する地域的な活動しか行なわなかった。しかし、1980年代に入り、その活動をグローバルに広げようとして、その名称をIOSCOと改めた。
- 3 IASCは1987年3月の理事会において、「財務諸表の比較可能性」という新しいテーマを探求し、起草委員会を発足させることとなつた。<http://www.iasc.org.uk/cmt/0001.asp?scs=9539042&scid=61&EF3D2A6AA04B18-BAA2-B13721558871&scid=633994125&n=90>
- 4 ヨーロッパ会計協会の25次年度大会にEUの財務報告の比較可能性の欠乏問題およびIASの施行問題といった委員会の開催について言及したときに、EUの対応を述べた。本稿はそのときの発言を参考にした。
- 5 各国のIASBに対する対応に関する議論は胡舟（2005a）を参照されたい。
- 6 たとえば、SECは以下のIASC基準に従つて開示（2005a）の一部分、IAS22 (1993) (企業結合)、およびIAS29 (キャッシュ・フロー計算書)、IAS21 (外國為替レート変動の影響) の一部分、IAS22 (1993) (企業結合)、およびIAS29 (超インフレ経済下の財務報告) である。
- 7 まず、その主力は外国企業から生じてきている。また、追加的な外国企業からの収益を見込めるアメリカの証券取引所、および外國企業をライバルとするアメリカ国内の企業からも圧力が生じる。さらに、アメリカの証券取引所、および会計基準では研究開発費は金額を費用処理できるが、国際会計基準は試作品を作成する対象となる。FASB (1999, pp.17-18) を参照されたい。
- 8 1996年のプレス・リリースはホームページ上閲覧できないが、その後の幾つかのアレス・リリースがその内容を述べている。たとえば、SEC (1996)。
- 9 第一弾として2003年中に、15項目程度の統一案をまとめる。隠れ人件費などされるストックオプション（株式購入権）の会計厳格化も視野に入れている。第一弾の統一案は、研究開発費など短期的な統一が可能とみられる分野が対象とされる。アメリカ会計基準では研究開発費は金額を費用処理できるが、国際会計基準は試作品を作成までの研究費しか費用として認めない。IASBとFASBはどうぞに合わせ形で統一を進めると見られる。覚書はストックオプションなどについても長期間的な基準統一を促している。アメリカでは乱用による利益水増しが指摘され、投資家の法算不正を指している。FASBは国際会計基準を参考に、ストックオプション会計を厳格にする方向で検討する見通しである。
- 10 辻山 (2003, 5~8頁) と八木 (2003, 26頁) を参照に筆者が作成した。
- 11 直接コストについては、須田 (1993, 178頁) を参照されたい。
- 12 「レジションド問題」とは、1999年3月期から日本の会計基準の財務諸表を英文アニュアルレポートとして任意に開示する場合に、監査報告書あるいは財務諸表注記に日本会計基準を利用したという説明文 (legend) を記載しなければならないことから生じた問題を指す。

参考文献

- Cairns (1997), Cairns, D., "The Future Shape of Harmonization: A Reply," *The European Accounting Review*, Vol.6, No.2.

- pp.304-348, 1997.
- EU (2001), EU Press Release, "Financial Reporting: Commission Proposes Requirement for Listed Companies to Use International Accounting Standards by 2005," 13 February 2001.
- FASB (1999), FASB, *The IASC-U.S. Comparison Project: A Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U.S. GAAP (second edition)*.
- FASB/IASB (2002), FASB/IASB, press release, "FASB and IASB Agree to Work Together toward Convergence of Global Accounting Standards," October 29, 2002.
- Flower (1997), Flower, J., "The Future Shape of Harmonization: the EU versus the IASC versus the SEC," *The European Accounting Review*, Vol.6, No.2, 1997.
- Garrido et al. (2002), Garrido, P., Leon, A. and Zorio, A., "Measurement of formal harmonization progress: The IASC experience," *The International Journal of Accounting*, Vol.37, 2002, pp. 1-26, 2002.
- Hopwood (1994), Hopwood, A.G., "Some Reflections on 'The Harmonization of Accounting within the EU,'" *The European Accounting Review*, Vol.3, No.2, pp.241-253, 1994.
- IASC (1989), International Accounting Standards Committee (IASC), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989.
- IASB (2002), IASB, Press Release, "IASB Chairman Welcomes the EU's Decision to Adopt International Accounting Standards," 7 June 2002.
- SEC (1996), SEC, "Pursuant to Section 509 (5) of the National Securities Markets Improvement Act of 1996: Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets," <http://www.sec.gov/news/studies/accgts.htm>, 1996.
- Van Hulle (1993), K. Van Hulle, "Harmonization of accounting standards in the EC," *The European Accounting Review*, Vol.2, 1993, pp.387-396, 1993.
- 加藤福壽 (1998), 加藤福壽編著「EUにおける会計・監査制度の調和化」中央経済社, 1998年。
- 古賀・五十嵐 (1999), 古賀智敏・五十嵐剛夫「会計基準のグローバル戦略」森山書店, 1999年。
- 胡丹 (2005a), 胡丹「国際会計基準導入をめぐる議論－各国の対応・その特徴・問題点－」『環太平洋経営研究』(桃山学院大学総合研究所) 第6号, 2005年。
- 胡丹 (2005b), 胡丹「U. S. GAAPによる財務諸表と日本証券市場－価値開拓性の研究－」『会計』第157巻第6号, 2005年。
- 須田 (1993), 「日本の会計と国際会計基準」会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』中央経済社, 1993年。
- 中央監査法人 (1999), 中央監査法人「国際会計基準ハンドブック－最新コア・スタンダードを網羅」中央経済社, 1999年。
- 辻山 (2004), 辻山榮子「資本市場のグローバル化と会計基準の国際化をめぐって」『会計プログレス』第5号, 3 - 15頁, 2004年。
- 広瀬・鶴島 (1999), 広瀬義利・鶴島道吾「コンメントール国際会計基準1」税務経理協会, 1999年。
- ハト (2001), ハ木良輔「2005年問題－既業界の対応－」『会計プログレス』第5号, 25 - 36頁, 2004年。
- 山田 (2003), 山田辰巳「IASBとFASBのノーカーラーク合意について－国際会計基準と米国会計基準の統合化へ向けての合意」『企業会計』Vol.55, No. 2, 81-85頁, 2003年。
- 山田 (2004), 山田辰巳「IASBの最近の動向について」『会計プログレス』第5号, 16-24頁, 2004年。